

第4章 県の基本的な施策（第24条 第38条）

本章は、第24条から第38条までの15条から成り、県の基本的な施策として、防災教育等の機会の確保等（第24条）、災害教訓の伝承に対する支援（第25条）、県による物資の備蓄等（第26条）、事業者との協定（第27条）、防災に関する施設等の整備（第28条）、孤立地区対策の推進（第29条）、県による災害等に関する情報の収集等（第30条）、災害時要援護者への支援（第31条）、旅行者の安全の確保（第32条）、防災ボランティアへの支援等（第33条）、広域的な医療救護体制の整備等（第34条）、公衆衛生の確保（第35条）、県の業務継続計画（第36条）、災害復旧及び復興の推進（第37条）、県民等の意見の反映（第38条）について規定している。

【第24条（防災教育等の機会の確保等）関係】

（防災教育等の機会の確保等）

第24条 県は、県民等が行う防災対策が円滑に行われるよう、市町及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 県民等に対する防災教育、防災訓練等の機会を確保すること。この場合において、幼児又は児童生徒に対する防災教育、防災訓練等については、その発育段階に応じたものとなるよう留意すること。
- (2) 防災推進員（自主防災組織、事業所等による防災対策において中心的役割を担う者をいう。）その他防災対策の推進に資する人材を育成すること。

【趣旨】

本条は、第1号で、県民等に対する防災教育・防災訓練等の機会の確保を、第2号で、防災推進員その他の人材の育成を、それぞれ県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 防災教育については、災害対策基本法で地方公共団体に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、県の基本的な施策の1つとして定めている。

24-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（防災に関する組織の整備義務）

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 〔略〕

（防災教育の実施）

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければな

らない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

- 1 「県民等に対する防災教育」とは、例えば、小中学校や幼稚園、保育園などにおいて防災に関する授業を実施することや、地域ごと又は事業所ごとに防災に関する研修会を実施することが挙げられる。

その実施方法については、県が直接防災教育の場を設定するものだけでなく、学校や自主防災組織、事業者などが自主的に防災教育の場を設定できるよう、県が環境整備をすることも含まれる。

- 2 幼児や児童生徒に対する防災教育、防災訓練等について、「その発育段階に応じたものとするよう留意する」とした趣旨としては、避難訓練や各種の教材を用いた授業が各段階でそれぞれ行われているが、その発育段階に応じたものでなければ、幼児や児童生徒が防災に関する知識を確実に習得することができないため、確認的に規定しているものである。

なお、この規定は、県の留意事項であるが、市町や防災関係機関だけでなく、地域や家庭における防災教育においても、この点に留意することが期待される。

24-2 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議第二次報告（平成8年9月2日・文部省）（抄）

防災教育の充実のための指針

- 2 各学校における防災教育に関する指導の在り方

(2) 防災教育の重点

各学校において、児童等の発達段階などに応じて、各教科、道徳、特別活動のそれぞれに応じた指導を行うとともに、それらの関連を図り、児童等一人一人の災害に適切に対応する能力が確実に身に付けられるように配慮する必要がある。

【幼稚園】

幼稚園では、日ごろから様々な機会をとらえて、安全に関する理解を深めるよう指導し、災害時には教員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見したときには教員や保護者など近くの人に速やかに伝えることができるようにする。

【小学校】

小学校の低学年では、災害が発生したときに、教員や保護者など近くの人に指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。

中学年では、災害のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

【中学校】

中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

【高等学校】

高等学校では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急処置の技能等を身に付け、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにすることが求められる。

- 3 「防災推進員」とは、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における防災活動等の中心的役割を担う人材として、自主防災組織のリーダーや災害ボランティア、企業の防災責任者などを対象に、防災に関する知識・技術についての講習を修了した者のことである。

この講習は、県が開催しており、修了者には知事名の修了証が授与され、防災士（NPO法人日本防災士機構の資格）の受験資格が得られる。

- 4 「その他防災対策の推進に資する人材」とは、例えば、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士が挙げられる。

被災建築物応急危険度判定士とは、応急危険度判定（大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。）が、被災建築物の件数や被災地域の広さの問題から、行政だけでは対応できない場合に、ボランティアとして協力する民間の建築士等のことである。都道府県が養成・登録を行っており、長崎県でも、土木部建築課が講習会を開催している。

被災宅地危険度判定士とは、大地震や大雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、その宅地の二次災害の危険度を判定する土木や建築等の技術者のことである。都道府県等が養成・登録を行っており、長崎県でも、土木部建築課で登録を受け付けている。

【第25条（災害教訓の伝承に対する支援）関係】

（災害教訓の伝承に対する支援）

第25条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、災害教訓の伝承の重要性について普及啓発を行い、県民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

【趣旨】

本条は、災害教訓の伝承に対する支援を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害教訓の伝承の取組に対する支援としては、具体的には、資料の展示会やシンポジウムの開催などによる普及啓発事業、災害教訓の取りまとめ作業などがある。
- 2 長崎県内で多くの犠牲者を出した災害として、昭和32年7月に発生した諫早大水害や

昭和57年7月に発生した長崎大水害、平成3年から平成7年までの雲仙普賢岳噴火災害がある。そのうち、長崎大水害及び雲仙普賢岳噴火災害については、中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会」が平成17年3月と平成19年3月にそれぞれ報告書をまとめている。

その報告書には、長崎大水害については、防災行政無線の導入が必要であること、自主防災組織の結成を進めるべきであること、冠水が始まったら自動車での外出は避ける等の教訓が示されている。雲仙普賢岳噴火災害については、マスコミ等取材者の安全確保や災害報道のあり方を検討すべきであること、避難所生活では避難前のコミュニティを考慮すること等の教訓が示されている。

【第26条（県による物資の備蓄等）関係】

（県による物資の備蓄等）

第26条 県は、災害応急対策に必要な物資の備蓄を行うものとする。

2 県は、被災市町からの要請があったときは、県の備蓄品を提供するとともに、当該市町が必要とする物資の調達を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、物資の備蓄等を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 物資の備蓄については、都道府県地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、物資の備蓄を県の基本的な施策の1つとして規定している。

26-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県地域防災計画）

第40条 〔略〕

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～5 〔略〕

2 「必要な物資」については、第20条の解説2参照のこと。

3 大規模かつ広域にわたる災害では、物資の調達が困難になることが想定されるため、備蓄の形態は、現物備蓄と流通備蓄（事業者と協定を締結し災害時に必要な物資を要請

に応じて可能な範囲で速やかに供給してもらう方法) それぞれの特性を考慮する必要がある。

【第27条(事業者との協定)関係】

(事業者との協定)

第27条 県は、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送等が的確かつ迅速に行われるよう、事業者との協定の締結に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者との協定を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 本条における「避難場所」とは、帰宅困難者等を支援するために事業者が提供する店舗等のことである。
- 2 県地域防災計画では、避難所の設置について、市町防災計画に定めておくものとされているが、本条に規定する「避難場所」が、「避難所」、つまり災害で自宅を失った者や現に被害を受けるおそれがある者等を収容するために応急的に使用する学校や公民館等のことではないため、県と事業者が避難場所に関する協定を結ぶことは、県が市町の権限を超えて「避難所」を設置することには当たらず、避難所を補完するものとして有効な手段となるものである。

27-1 長崎県地域防災計画・基本計画編(平成24年6月修正)(抄)

第3編 災害応急対策計画

第10章 救助計画

第2節 避難計画

4 避難場所の設置

(1) 設置場所の設定

市町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、市町防災計画に定めておくと共に関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は、公、私立の学校、公会堂、公民館、神社社務所、寺院本堂、旅館、工場、倉庫等の、既存の建物を応急的に整備して使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、災害時要援護者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で当該市町内に避難所を設置することが困難なときは、当該市町長は、知事又は隣接市町長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講ずる。

(2) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

27-2 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第3章 地震災害応急対策

第9節 避難活動

7 帰宅困難者対策

県及び市町は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

27-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県地域防災計画）

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～5 〔略〕

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～7 〔略〕

災害対策基本法第42条の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により新第3項が追加されて7項立てとなっている。改正部分の施行は、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲でなされる。

3 現在県が締結している事業者との協定の例として、下記のものがある。

- ・災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定（長崎県生活協同組合連合会）
- ・災害時における物資の供給に関する協定書

（マックスバリュ九州㈱、イオン九州㈱、㈱イズミほか）

- ・災害時における物資の保管等に関する協定書(長崎県倉庫協会、長崎県冷蔵倉庫協会)
 - ・災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書
(株)ココストア、(株)セブン・イレブン・ジャパンほか)
 - ・災害時の医療救護に関する協定(長崎県医師会)
 - ・災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定書(長崎県トラック協会)
 - ・大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書
(長崎県建設業協会各支部、長崎県港湾漁港建設業協会ほか)
- ほか

4 事業者との協定に関しては、災害対策基本法で、国や地方公共団体、防災関係機関に対して、災害応急対策や災害復旧に必要な物資を供給する事業者等の協力を得るために、協定の締結等必要な措置を講ずるよう規定している。

27-4 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)
(防災に関する組織の整備義務)

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 [略]

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【第28条(防災に関する施設等の整備)関係】

(防災に関する施設等の整備)

第28条 県は、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、その管理する道路、河川、港湾、漁港、学校その他の施設について、計画的に整備するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、防災に関する施設等の整備を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 道路、港湾及び漁港の計画的な整備を求める理由は、これらが陸上交通又は海上交通

を確保し、孤立地区（第29条参照）の発生を防止する上で重要であるためである。

これらの整備によって、例えば、道路の改良等によって、複数の陸上輸送ルートを設定することができたり、また、港湾や漁港の岸壁、野積場等の整備によって、新たな海上輸送ルートを設定することができたりと、これらの施設を計画的に整備することで、被災地への支援物資の輸送ルートの確保が確実にになっていくものと思われる。

28-1 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第2章 地震災害予防計画

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努めていく。

- 2 河川の計画的な整備を求める理由は、豪雨や洪水等の水害による被害の軽減には、河川護岸やダム等の整備が重要であるためである。
- 3 学校の計画的な整備を求める理由は、災害が発生した場合に学校が避難場所及び避難所として重要な役割を果たすためである。
- 4 「その他の施設」とは、砂防施設や空港、県の庁舎が例として挙げられる。
- 5 「計画的に整備する」とは、新規に施設を設置することだけでなく、既存の施設を適正に維持管理することにより、災害による被害の軽減を図ることも含まれる。
なお、維持管理の内容には、県の庁舎、学校等の公共施設の電力確保対策も含まれる。

【第29条（孤立地区対策の推進）関係】

（孤立地区対策の推進）

第29条 県は、孤立地区（災害によって交通が途絶する地区をいう。以下この条において同じ。）の発生に備えて、離島半島地域の特性を踏まえつつ、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携し、孤立地区に対する医療の提供、物資の輸送、情報の提供等に関する体制の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、孤立地区対策の推進を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 「災害によって交通が途絶する」とは、次のような原因で陸上交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動、物資の流通が困難又は不可能となることである。
 - ・地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積。
 - ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
 - ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
 - ・地震又は津波による船舶の停泊施設の被災

- 2 本県では多くの地域が離島半島地域であり、その離島半島地域では、アクセス道路が限られ、また、港湾や漁港が地域の交通に重要な役割を果たしていることから、被災すると孤立地区になりやすいという特性がある。

そのため、離島半島地域に対して防災対策を講ずるに当たっては、その特性を踏まえて対応すべきであるという趣旨で、「離島半島地域の特性を踏まえつつ」と規定している。

- 3 「体制の整備を図るものとする」とは、県に対して、孤立地区に対する医療の提供や物資の輸送、情報の提供等を直接実施するよう義務付けているものではなく、国や市町を含めた行政機関や各種の民間の事業者・団体が医療の提供や物資の輸送等を円滑に実施することができるよう環境整備を図ることを求めている。

- 4 内閣府が実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」では、長崎県において、398の集落（農業集落217、漁業集落181）が孤立する可能性があるとの調査結果が出ている。

【第30条（県による災害等に関する情報の収集等）関係】

（県による災害等に関する情報の収集等）

第30条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害等に関する情報を収集するとともに、広く県民等がこれらの情報を共有するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県による災害等に関する情報の収集等を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害等に関する情報の収集及び提供に関しては、災害対策基本法で地方公共団体に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、県の基本的な施策の1つとして

定めている。

30-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（情報の収集及び伝達等）

- 第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

- 2 「必要な措置」とは、災害の形態や災害応急対策の実施状況などを県民等に広く周知するために実施する広報活動のことである。

30-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害広報計画

2 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、放送、新聞、インターネット、広報車等々の広報媒体を通じて県民に広報するものとする。

ア 防災関係機関の体制及び活動状況

イ 気象情報

ウ 被害状況の概要

エ 県民に対する協力要請及び注意事項

オ 災害応急対策の実施状況

カ 道路情報

キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

ア 被災の状況及び地区住民のとるべき措置

イ 避難の指示勧告

ウ 救護活動及び災害応急対策の状況

(3)・(4) 〔略〕

【第31条（災害時要援護者への支援）関係】

（災害時要援護者への支援）

第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、災害時要援護者への支援を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「必要な措置」とは、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化、避難所における支援、関係機関等の連携等のことである。

長崎県地域防災計画には、災害時要援護者の安全対策の推進に関して、災害予防計画が立てられている。

31-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

3 要援護者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、観光客、外国人等の要援護者に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において要援護者の安全対策を推進する。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

市町村及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要援護者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

市町は、要援護者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入所者に周知を図る。

(2) 在宅要介護者等の安全確保

県、市町は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

広報等による要援護者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

地域在住の要援護者の把握と支援体制を確立する。

地域住民の発災時における要援護者の避難等安全確保の協力を指導する。

前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておくものとする。

(3) 観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(4) 外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

【第32条（旅行者の安全の確保）関係】

（旅行者の安全の確保）

第32条 県は、旅行者の安全を確保するため、市町及び防災関係機関と連携して、県内外の観光地等における災害の発生に関する情報の提供、災害時の避難場所への誘導等に資する環境の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、旅行者の安全の確保を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 本県は全国有数の観光県であり、平常時ばかりでなく、災害が発生した場合であっても、旅行者に無事に帰ってもらうことが最大のおもてなしであることから、これを観光県長崎としての責務と位置付けて、県の基本的な施策の1つとして「旅行者の安全の確保」を掲げている。

なお、長崎県地域防災計画にも、旅行者の安全の確保に関する災害予防計画が記載されている。

32-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

3 要援護者に対する安全対策の推進

(3)観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。

観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

2 「観光地等」とは、観光地（観光の対象となる史跡、名勝、施設等がある地区）に加えて、駅、バスターミナル、空港、港等の交通の拠点がある地区、観光地までアクセス道路等が通っている地区のことである。

3 「環境の整備を図る」とは、県が旅行者に対して直接災害情報の提供や避難場所への誘導を行うことができない場面も多いと思われることから、県がこれらのことを直接行

うというばかりでなく、市町や観光施設等の所有者等による旅行者の安全確保対策を支援するための施策を講じることも含まれる。

【第33条（防災ボランティアへの支援等）関係】

（防災ボランティアへの支援等）

第33条 県は、被災地の状況に応じた災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時から防災対策に関するボランティア団体と連携するよう努めるとともに、当該団体に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携し、県民等に対して、防災対策に関するボランティア活動への参加について啓発するよう努めるとともに、当該ボランティア活動に参加するために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、防災ボランティアへの支援等を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「防災ボランティア」とは、災害時に被災者の救援や被災地の復旧等のボランティア活動に取り組むほか、平常時にも災害を未然に防ぐためにボランティア活動を行う人のことである。

なお、「防災ボランティア」には、災害時のみボランティア活動を行う、いわゆる災害ボランティアも含まれる。

2 県では、災害ボランティアの円滑な活動、平常時における普及啓発活動の効果的な実施及び関係団体等の相互の連携・協力の促進を図るために、長崎県社会福祉協議会等の関係団体とともに、「長崎県災害ボランティア連絡会」を組織している。

同連絡会では、平成19年3月に「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」を作成しており、そこでは、平常時の県の取組として、関係機関・団体との連携体制づくり、県民ボランティア振興基金と連携した災害ボランティア活動の促進、医療・看護等専門的な技術を要するボランティアの登録制度の構築、様々な団体とのネットワークづくり等が挙げられている。これに加えて、同連絡会の運営委員所属団体としての県の取組としては、人材育成や県民の意識啓発が挙げられている。

33-1 「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」(長崎県・長崎県社会福祉協議会・長崎県災害ボランティア連絡会 平成19年3月)(抄)

第3部 平常時の活動

1. 災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体の取り組み

関係機関・団体名		平常時の取り組み
長崎県	県民協働課	(1) 市町行政、県社協、市町社協、NPO法人・ボランティア団体、関係機関・団体との連携体制づくり (2) (公財) 県民ボランティア振興基金と連携した災害ボランティア活動の促進 (3) 市町行政における災害ボランティア活動促進への取り組みの支援 (4) 庁内各課における専門ボランティアの登録制度の構築への支援
	専門的な技術を要するボランティアの各担当課 (医療政策課等)	医療、看護等専門的な技術を要するボランティアの登録制度の構築
県災害ボランティア連絡会 【運営委員所属団体】 県(県民協働推進室(注1)) [その他、略] 【登録会員】 [略]		(1) 運営委員所属団体それぞれの災害時に備えた取り組み (2) 登録会員それぞれの災害時に備えた取り組み(災害ボランティアに関する研修会への参加等) (3) 連絡会として次の事項を検討し推進する。 災害ボランティアの円滑な活動に関すること 災害ボランティアセンターの円滑な運営に関すること 災害ボランティア関係研修会及び防災、減災の普及啓発に関すること 関係機関・団体の連携・協力に関すること 災害ボランティア活動に協力する団体・個人の登録に関すること その他災害ボランティア活動の促進に関すること

2. ネットワークづくり

(1) 県災害ボランティア連絡会

運営委員所属団体をはじめ様々な団体とのネットワーク構築を図る。

また、災害ボランティア活動に協力する個人及び団体(NPO法人、ボランティア団体、各種団体、企業等)の登録を推進するとともに、登録情報を県社協及び市町社協と共有することにより、各地域における様々な団体との協力体制づくりを推進する。

3. 人材の育成・啓発

(1) 県、市町、県社協、市町社協

県、市町、県社協及び市町社協は、災害ボランティアに関する研修会の開催等により人材育成に努める。なお、研修会等の実施にあたっては、行政、社協、地域のNPO法人・ボランティア団体等が連携して開催するなど、幅広い参加者を得るよう努める。

また、県社協は、災害ボランティア情報専用のホームページを開設し、市町社協及び県災害ボランティア連絡会と連携しながら、常時、災害ボランティアに関する情報発信を行う。

3 防災ボランティアへの支援に関しては、災害対策基本法で、国と地方公共団体に対して、ボランティアとの連携の努力義務が規定されている。

33-2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

【第34条（広域的な医療救護体制の整備等）関係】

（広域的な医療救護体制の整備等）

第34条 県は、災害に備えて、あらかじめ、広域的な医療救護体制の整備を図るものとする。

2 県は、第22条の規定に基づいて市町が実施する施策を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、広域的な医療救護体制の整備等を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「広域的な医療救護体制の整備」とは、県内市町、消防機関、医療機関、医師会、歯科医師会等との連携体制や医療提供体制の整備充実、他県との災害時相互応援協定の締結等の取組のことである。

県では、長崎県地域防災計画及び長崎県医療計画に基づき、関係機関による連絡会議の開催、災害拠点病院の指定、災害派遣医療チーム（DMAT）の育成・支援、災害時の医療救護活動に関する協定（医師会、歯科医師会）、緊急被ばく医療体制の確保等様々な取組を行っている。

34-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第17章 救急医療対策計画

3 計画の推進

（1）関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

県

警察

市町

消防機関

県医師会

郡市医師会

医療機関

日本赤十字社長崎県支部

自衛隊

長崎 D M A T

その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

救急医療体制の整備

～ [略]

34-2 長崎県医療計画（平成25年3月）（抄）

第2章 医療提供体制の構築

第2節 5 疾病・5 事業にかかる医療提供体制

10 災害医療

(1) 大規模災害医療

現状と課題

本県では、地震災害・風水害等の自然災害や航空機災害・列車災害等の人為災害（特殊重大災害）に備え、長崎県地域防災計画に災害時の医療救護体制について定めるとともに、長崎県災害対策本部を中心として、市町、災害拠点病院、長崎県医師会、日本赤十字社長崎県支部等の関係機関が協力し、初動期の医療救護活動を迅速かつ円滑に行うため、平成19年3月に「長崎県災害医療救護マニュアル」を作成しています。

災害時の医療を確保するため、長崎県医師会との間で「JMAT長崎の派遣に関する協定」、長崎県歯科医師会との間で「歯科医療救護班の派遣に関する協定」、日本赤十字社長崎県支部との間で「災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約」を締結しています。これにより、長崎県医師会及び長崎県歯科医師会は県の要請等に基づき、また、日本赤十字社長崎県支部は自らの判断に基づいて、被災地に医療救護班を派遣することになっています。また、大規模災害時に、被害が甚大で本県単独では十分な対応ができない場合に備えて、九州・山口の各県と「災害時応援協定」を結んでいます。

(2) 緊急被ばく医療

現状と課題

長崎県松浦市の全域並びに佐世保市、平戸市、壱岐市の一部は、佐賀県の玄海町に立地する九州電力株式会社玄海原子力発電所から半径30km以内に位置しており、また、佐世保港には原子力艦船が不定期に入港しています。このため、緊急時における関係機関相互の通信連絡体制の確立、緊急時モニタリング活動、緊急時医療活動等の習熟と防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、住民の原子力防災に対する理解の促進のため、佐賀県と協調した原子力防災訓練や佐世保市での原子力艦原子力防災訓練を実施しています。

施策の方向および目標

緊急被ばく医療を実施するに当たっては、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、佐賀県および被ばく医療機関等、様々な関係機関との協力が不可欠です。こうした関係機関とのネットワーク構築のため、長崎県緊急被ばく医療ネットワーク検討会を設置し、連絡体制の整備・強化を図ります。

迅速かつ的確な緊急被ばく医療体制の確保のため、毎年1回、原子力防災訓練を実施するほか、緊急被ばく医療関係者を対象とした検討会を開催し、また講習会等へ派遣するなどにより、知識・技術の習得を図ります。

【第35条（公衆衛生の確保）関係】

(公衆衛生の確保)

第35条 県は、市町と連携して、災害時における感染症の発生の予防及びまん延の防止その他公衆衛生上の危害の発生を防止するための体制の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、公衆衛生の確保を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「その他公衆衛生上の危害」とは、災害の発生によってごみやし尿の収集の中断、上下水道施設の破損等が生じることにより、避難所や各家庭が不衛生となり、食中毒が発生したり、ネズミやゴキブリ等が増殖することである。

2 公衆衛生の確保については、市町の役割も大きい。

感染症の発生の予防及びまん延の防止という面では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、知事が消毒等の命令や指示を行うこととなっており、県地域防災計画では、その命令や指示を受けて、市町が防疫対策を実施するとされている。また、公衆衛生を確保する上で重要な役割を果たす公共下水道の設置や管理についても、原則市町村が行うこととなっている。

なお、この条例においては、防災対策に直接関係する基本的な施策のみを市町の基本的施策として規定しているため、公衆衛生の確保に関する市町の役割については規定していない。ただし、市町が独自に対策を講じることについては、歓迎するものである。

35-1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(抄)
(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当

該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(物件に係る措置)

第29条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

35-2 長崎県地域防災計画・基本計画編(平成24年6月修正)(抄)

第3編 災害応急対策計画

第11章 保健衛生計画

第2節 防疫計画

3 防疫実施方法

各市町において実施する。

代執行をもって実施することもある。

(災害の状況により出動編成班数を増員することもある。)

35-3 下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(県の業務継続計画)

第36条 県は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するものとする。

【趣旨】

本条は、県の業務継続計画を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 県は、市町と同様に、大規模災害が発生した場合であっても、災害応急対策、災害復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方で、継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

また、過去の災害では庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、大規模災害時においても業務を適切に継続できる体制をあらかじめ整備しておくことが重要となっている。

そこで、本条では、この業務継続のための体制づくりの方法として、業務継続計画を策定するよう規定している。

なお、現在策定されている業務継続計画としては、「長崎県業務継続計画（本庁版）」と「長崎県警察非常災害対応業務継続計画」がある。

2 「優先度が高い通常業務」については、第23条の解説2参照のこと。

【第37条（災害復旧及び復興の推進）関係】

(災害復旧及び復興の推進)

第37条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害を受けた地域の復旧及び復興の円滑かつ計画的な実施を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、災害復旧及び復興の推進を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 災害復旧及び復興に当たって、県は、災害対策基本法や被災市街地復興特別措置法、被災者生活再建支援法といった法令のほか、防災基本計画や県地域防災計画に基づいて、各種の事業を実施することとなる。

37-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）
（災害復旧の実施責任）

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

37-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業の促進

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第3章 金融その他の資金対策

第4章 被災者の生活確保に関する計画

37-3 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第4章 地震災害復旧計画

第1節 被災者の生活確保

第2節 地域医療の確保

第3節 失業回復等の資金確保

第4節 義援金の配分

第5節 被災者の生活再建等の支援

第6節 社会福祉施設等の復旧

第7節 激甚災害の指定に関する計画

37-4 長崎県地域防災計画・原子力災害対策編（平成24年6月修正）（抄）

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

第2節 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

第3節 放射性物質による汚染の除去等

第4節 各種制限措置の解除

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第7節 風評被害等の影響の軽減

第8節 被災中小企業等に対する支援

第9節 心身の健康相談体制の整備

第10節 物価の監視

第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

2 あらかじめ、災害に備えて、できるだけ詳細に計画等が策定されていることが望ましいが、復旧工事・復興事業に使用される工事用車両の駐車場や作業員の宿泊先の確保など、災害が発生していない段階では詳細な検討を行うことができない事項も多数あるため、その内容によっては、計画策定が災害発生後になるものもある。

3 災害復旧及び復興の推進に関しては、平成25年6月に改正された災害対策基本法に追加された基本理念に、速やかな施設の復旧、被災者の擁護、災害からの復興が規定されている。

37-5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

【第38条（県民等の意見の反映）関係】

（県民等の意見の反映）

第38条 県は、県の防災に関する施策について、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県民等の意見の反映を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「県民等の意見を反映させるために必要な措置」とは、具体的には、パブリック・コメントの募集や意見交換会等の開催などが挙げられる。

自助・共助・公助の連携が円滑になされるよう、県にはこれまで以上に広聴機能の強化が求められる。